

令和3年第4回

美里町農業委員会総会議事録

第4回美里町農業委員会総会

1 開催日時

辞令交付 令和3年4月20日(火) 午後1時30分から午後1時37分
総会 同上 午後1時39分から午後3時20分

2 開催場所

辞令交付 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
総会 同上 多目的ホール

3 出席委員(16名)

(1) 仮議席

1番	伊藤 恵子	2番	尾形 司	3番	小野 保裕
4番	片倉 澄子	5番	後藤 幸太郎	6番	佐々木 幸一郎
7番	柴山 真二	8番	澁谷 正行	9番	鈴木 幸博
10番	久道 雄悦	11番	福田 なほ子	12番	古内 世紀
13番	邊見 勝寿	14番	遊佐 恭一	15番	我妻 卓美
16番	渡邊 雅光				

(2) 決定議席

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	5番	柴山 真二	6番	後藤 幸太郎
7番	小野 保裕	8番	我妻 卓美	9番	片倉 澄子
10番	遊佐 恭一	11番	澁谷 正行	12番	久道 雄悦
13番	尾形 司	14番	古内 世紀	15番	邊見 勝寿
16番	伊藤 恵子				

4 欠席委員(なし)

5 辞令交付

6 議事日程

日程第1 会長の互選について
日程第2 議事録署名委員について
日程第3 会長職務代理者の互選について
日程第4 議席の決定について
日程第5 農業委員会の構成について

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 菊地 和則
事務局次長 高橋 博喜
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	ただいまより、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、町長招集による第4回美里町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たりまして、相澤清一町長よりご挨拶申し上げます。
相澤清一町長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。続きまして、各委員を紹介いたします。
事務局長	仮議席1番、伊藤恵子委員です。
伊藤恵子委員	伊藤です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席2番、尾形 司委員です。
尾形 司委員	尾形です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席3番、小野保裕委員です。
小野保裕委員	小野です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席4番、片倉澄子委員です。
片倉澄子委員	片倉です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席5番、後藤幸太郎委員です。
後藤幸太郎委員	後藤です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席6番、佐々木幸一郎委員です。
佐々木幸一郎委員	佐々木です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席7番、柴山真二委員です。
柴山真二委員	柴山です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席8番、澁谷正行委員です。
澁谷正行委員	澁谷です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席9番、鈴木幸博委員です。
鈴木幸博委員	鈴木です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席10番、久道雄悦委員です。
久道雄悦委員	久道です。よろしくお願いいたします。

事務局長	仮議席 1 1 番、福田なほ子委員です。
福田なほ子委員	福田です。よろしくお願いします。
事務局長	仮議席 1 2 番、古内世紀委員です。
古内世紀委員	古内です。よろしくお願いします。
事務局長	仮議席 1 3 番、邊見勝寿委員です。
邊見勝寿委員	邊見です。よろしくお願いいたします。
事務局長	仮議席 1 4 番、遊佐恭一委員です。
遊佐恭一委員	遊佐です。よろしくお願いします。
事務局長	仮議席 1 5 番、我妻卓美委員です。
我妻卓美委員	我妻です。よろしくお願いします。
事務局長	仮議席 1 6 番、渡邊雅光委員です。
渡邊雅光委員	渡邊です。よろしくお願いします。
事務局長	以上、16人の委員の紹介を終わります。
事務局長	<p>任命後の最初に行われる総会で、会長、会長職務代理者がともに欠ける場合は、地方自治法第107条の規定を準用し、出席委員の中で年長委員が臨時の議長を行う規定になっております。よって仮議席8番、澁谷正行委員に議長の職務をお願いいたします。</p> <p>澁谷正行委員、登壇願います。</p>
臨時議長（澁谷正行委員）	<p>ただいま、事務局より説明がありましたとおり、年長ということで、これより暫時の間、臨時議長としての議事の整理を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>日程に入る前に確認の報告をいたします。本日の出席委員は16人であり、在任委員16人全員でありますので、総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>また、議席につきましては現在の仮議席を席として会議を進めることをご了承願います。</p>
臨時議長	<p>ただいまより日程に入ります。</p> <p>日程第1、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定による、農業委員会会長の互選についてを上程いたします。互選方法については、平成30年5月25日開催の第6回総会において申し合わせました「美里町農業委員会運営基準申し合わせ事項第1号」により投票による方法とし、候補者は、立候補表明と表明演説を行うことといたします。</p> <p>なお、投票による方法につきましては、公職選挙法第95条第3項を準用し、有効投票数の1/4以上を規定得票数といたします。</p>

また、得票数が同じであるときは、公職選挙法第95条の2により、くじによる方法で決定いたします。

臨時議長

会長に立候補される方は挙手をお願いします。

(仮議席1番伊藤恵子委員1名が挙手)

臨時議長

仮議席1番伊藤恵子委員が会長に立候補の意志表示をされております。議場の封鎖をいたします。

臨時議長

暫時の間、休憩いたします。(13:50)

臨時議長

再開します。(13:54)

臨時議長

投票前に開票立会人の選任をしたいと思いますが、臨時議長一任でこちらから指名することに賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手を確認)

臨時議長

挙手全員であります。それでは仮議席2番尾形 司委員、仮議席3番小野保裕委員、仮議席4番片倉澄子委員の3名を指名いたします。

臨時議長

投票箱の確認をいたさせます。

(事務局職員、箱の中を全委員に確認させる)

臨時議長

それでは、投票用紙を配付いたさせます。

(事務局職員、箱の中を全委員が確認後、投票用紙を配布する)

臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

臨時議長

投票の無効についてですが、所定の用紙を用いなかったもの、互選される者の氏名を自書していないもの、互選される資格のない者の氏名を記載したもの、互選される者の氏名以外の事項を記載したもの、何人を記載したかを確認しがたいもの、1票中に2人以上の互選される者の氏名を記載したものは無効といたします。

また得票数が同数の時は、くじで定めることといたします。それでは事務局より仮議席順に点呼しますので、順次投票をお願いいたします。

事務局

今回の投票につきましては、記載台はございませんので、机の上でお名前を書いて投票されるようお願いいたします。

(事務局、仮議席1番から点呼し、順次投票させる)

臨時議長

投票漏れはございませんか。

(なしの声あり)

臨時議長 ないようですので、開票立会人は確認をお願いいたします。

(事務局開票後、開票立会人は投票数を確認する)

臨時議長 開票結果を報告いたします。投票者数16人で投票総数が16票であり、そのうち伊藤恵子委員16票です。
以上の結果、伊藤恵子委員が第8期、令和3年4月20日から美里町農業委員会会長に決定いたしました。
議場の封鎖を解きます。

臨時議長 これをもちまして、臨時議長の職務が終了しましたので降壇いたします。委員各位のご協力に感謝を申し上げ、解任させていただきます。ありがとうございました。

(臨時議長解任により、仮議席に戻る)

事務局長 ありがとうございました。
ただいま、会長が決定いたしました。
これにより市町村農業委員会の上部組織であり、農業委員会ネットワーク機構の一般社団法人宮城県農業会議の定款第6条第4項第1号により、一般社団法人宮城県農業会議の会員に伊藤恵子会長が就任することになります。

事務局長 次の日程に入ります。
会長が決まりましたので、美里町農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を整理していただきます。伊藤恵子会長、議長席にご登壇願います。

(伊藤恵子会長、議長席に登壇する)

事務局長 伊藤会長から、ご挨拶を申し上げます。

議長 (就任挨拶)

議長 休憩いたします。(14:08)

(休憩中に相澤清一町長は公務のため退席する)

議長 再開します。(14:09)

議長 議事日程により会議を進めさせていただきます。議事日程第2、議事録署名委員についてを上程いたします。会議規則第15条第1項の規定により、議長から指名いたしたいと思いますがよろしいですか。

(委員より「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がありますが、会議規則第14条の規定により、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め議長から指名いたします。仮議席5番後藤幸太郎委員と仮議席6番佐々木幸一郎委員を指名いたします。
よろしく願いいたします。

議長 日程第3、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、農業委員会会長職務代理者の互選についてを上程いたします。

議長 ただいまより会長職務代理者の互選を行います。互選方法については、会長の互選による選出と同様、平成30年5月25日開催の第6回総会において申し合わせました「美里町農業委員会運営基準申し合わせ事項第1号」を適用することとしていますので、投票による方法とし、候補者は立候補表明と表明演説を行うことといたします。

なお、投票による方法につきましては、公職選挙法第95条第3項を準用し、有効投票数の1/4以上を規定得票数といたします。また、得票数が同じであるときは、公職選挙法第95条の2により、くじによる方法で決定いたします。

議長 会長職務代理者に立候補される方は挙手をお願いします。

(仮議席13番邊見勝寿委員が挙手)

議長 ただいま、仮議席13番邊見勝寿委員が会長職務代理者に立候補の意志表示をされました。
議場の封鎖をいたします。

議長 休憩します。(14:12)

議長 再開します。(14:13)

議長 投票前に開票立会人の選任をしたいと思いますが、議長一任でこちらから指名することに賛成委員の挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、議長から指名いたします。
仮議席7番柴山真二委員、仮議席8番澁谷正行委員、仮議席9番鈴木幸博委員の3名を指名いたします。

議長 投票箱の確認をいたさせます。

(事務局職員、箱の中を全委員に確認させる)

議長 投票用紙を配付いたさせます。

(事務局職員、投票用紙を配付する)

議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

議長

投票の無効についてですが、所定の用紙を用いなかったもの、互選される者の氏名を自書していないもの、互選される資格のない者の氏名を記載したもの、互選される者の氏名以外の事項を記載したもの、何人を記載したかを確認しがたいもの、1票中に2人以上の互選される者の氏名を記載したものは無効といたします。

また得票数が同数の時は、くじで定めることと致します。それでは事務局より仮議席順に点呼しますので、順次投票を行ってください。

(事務局、仮議席1番から点呼し、順次投票させる)

議長

投票漏れはございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、開票立会人に立会いをお願いいたします。

(事務局開票後、開票立会人は投票数を確認する)

議長

それでは開票の結果を報告いたします。投票者数16名で投票総数が16票であります。その内、邊見勝寿委員15票、無効票1票です。

議長

以上の結果、邊見勝寿委員が美里町農業委員会会長職務代理者に決定いたしました。
議場の封鎖を解きます。

議長

休憩します。(14:23)

議長

再開いたします。(14:24)

議長

続きまして、日程第4、議席の決定を上程いたします。
議席の決定には、会議規則第7条第1項の規定により、くじで定めることになっております。事務局よりくじについて説明いたします。

事務局長

くじ引きの方法について説明いたします。
議席番号15番と16番につきましては、16番が会長席、15番が会長職務代理者の席とするため、15番と16番を除いて行います。
皆様にはその席で、最初に議席決定のくじを引く順番のくじを、まず初めに引いていただきます。その後、その順番で議席のくじを引き本議席の決定となります。要するに、くじ引きを2回行うということになります。

議長

これより休憩いたします。(14:26)

(休憩中に「くじ引き」を行う。その結果、議席番号1番佐々木幸一郎委員、2番福田なほ子委員、3番鈴木幸博委員、4番渡邊

雅光委員、5番柴山真二委員、6番後藤幸太郎委員、7番小野保裕委員、8番我妻卓美委員、9番片倉澄子委員、10番遊佐恭一委員、11番澁谷正行委員、12番久道雄悦委員、13番尾形司委員、14番古内世紀委員と決定。)

議長 再開します。(14:36)

議長 ただいま、議席が確定しました。各委員の議席は、ただいま着席している席に決定いたします。

議長 次に、日程第5、委員会の構成についてを上程いたします。
最初に農政委員会と農地委員会の委員の決定をいたしたいと思えます。美里町農業委員会担任委員会設置規則第3条第2項第1号の規定により、農政及び農地委員会の委員は、会長・会長職務代理者を除く委員で、いずれかの委員会に所属する、となっております。
皆様方に希望調書を配付いたしますので、農政委員会を希望される方は農政に丸印を、農地委員会を希望される方は農地に丸印を記入していただきます。

事務局長 皆様に配付している封筒の中に、希望調書が入っておりますので、その希望調書に丸印、そして、先程決定した議席番号、そして、お名前を記入してください。あとで事務局が回収にいきますので、回収するまでに書いていただきたいと思います。

議長 16人の委員のうち、会長と会長職務代理者を除き、農政7人と農地7人の委員で構成しますが、そのバランスが偏った場合には、私と会長職務代理者で調整させていただくことをご了解していただきます。

議長 それでは暫時の間、休憩します。(14:38)

(休憩中に事務局は希望調書を全委員に配布後回収し、記録を取る。農地委員会に偏ったため、2人を農政委員会へ移行させる均衡調整が必要となり、会長と会長職務代理者で調整を行う。)

議長 再開します。(14:54)

議長 発表につきましては事務局長にいたさせます。

事務局長 発表いたします。
農政委員会は、1番佐々木幸一郎委員、3番鈴木幸博委員、4番渡邊雅光委員、5番柴山真二委員、6番後藤幸太郎委員、9番片倉澄子委員、12番久道雄悦委員、以上が農政委員会でございます。
続きまして農地委員会を発表します。2番福田なほ子委員、7番小野保裕委員、8番我妻卓美委員、10番遊佐恭一委員、11番澁谷正行委員、13番尾形司委員、14番古内世紀委員、以上、農地委員会でございます。

議長 次に農政委員会並びに農地委員会は、それぞれ所属委員会に分かれていただき、委員長及び副委員長を1人ずつ互選していただきま

す。

議長

休憩します。（14：57）

（休憩中に事務局長から、農政委員会は多目的ホールに留まり、農地委員会は202会議室に場所を移し、それぞれ委員長及び副委員長各1人を決め、農政委員会及び農地委員会の新委員長は協議した結果を休憩時間中に議長に報告する旨の説明を受ける。）

議長

再開いたします。（15：03）

議長

農政委員会並びに農地委員会の委員長及び副委員長を事務局長より報告いただきます。

事務局長

報告します。
農政委員会委員長には3番鈴木幸博委員、副委員長には12番久道雄悦委員、農地委員会委員長には10番遊佐恭一委員、副委員長には7番小野保裕委員と決定しました。
以上でございます。

議長

次に被害防止対策委員会の委員の構成がありますが、担任委員会設置規則第3条第2項第2号の規定により、会長、会長職務代理者を除く4人体制で実施するとなっております。事務局より案を提示していただきたいと思いますと思いますが、この方法に賛成委員の挙手をお願いします。

（各委員の挙手を確認）

議長

賛成全員と認めます。事務局長より案の説明をいただきます。

事務局長

説明いたします。
被害防止対策委員会は、今、会長から説明ありましたとおり、会長、会長職務代理者を除き、美里町全体として4人で構成することにしております。前期と同様、小牛田地域何人、南郷地域から何人という地域ごとではなく、美里町として4人で構成することの提案をいたします。

議長

ただいま、事務局長から会長、会長職務代理者を除く美里町として4人を構成委員としたいという提案がありましたが、これについて賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長

全員賛成と認め、事務局の提案どおり、会長、会長職務代理者を除く4人で構成したいと思います。

議長

次に、この4人の選出について、どのような方法がよろしいか、意見を求めたいと思います。
どなたかございませんか。

事務局長

考え方としては、前回は、農政委員会から2人、農地委員会から

2人、それがいい按排に小牛田地域2人、南郷地域2人となりました。ただ、今回は、南郷地域の委員は6人しかおりません。2人プラス2人という案もいいのですが、そのような比率だということ念頭に、4人を決めて頂きたいと思しますので、よろしく願います。

議長 それでは被害防止対策委員会委員に志願する委員は、挙手をお願いします。

(4人の委員が挙手をする。)

議長 ただいま小牛田地域から佐々木幸一郎委員と、後藤幸太郎委員、我妻卓美委員の3人が、南郷地域から柴山真二委員1人が挙手をし、被害防止対策委員会委員4人が決まりました。

議長 次に、被害防止対策委員会委員の中で委員長と副委員長を決めていただきたいと思いますが、どのような方法で決めたらよろしいでしょうか。

議長 休憩いたします。(15:09)

(休憩中に、他の委員から委員長と副委員長の候補者の指名推薦があり、全員異議なしで推薦された。)

議長 再開します。(15:10)

議長 ただいま、委員長には後藤幸太郎委員、副委員長には柴山真二委員という声があり、満場一致で推薦となりましたので、みなさまの推薦どおりに決定したいと思いますので、よろしく願います。

(後藤幸太郎委員、柴山真二委員、それぞれ承諾する。)

議長 次に、業務運営委員会の委員の選出になりますが、事務局より案の提示と説明をしていただきたいと思いますが、この方法に賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認。)

議長 全員賛成と認め、事務局から案の提示と説明を求めます。

事務局長 担任委員会設置規則第3条第2項第3号の規定により委員は、会長・会長職務代理者を除く、農政委員会、農地委員会、被害防止対策委員会の各委員長の3人で構成することとなります。

業務運営委員会は、農業委員会活動に関する事項が所掌となるため、会長が業務運営委員会の委員長となり、会長職務代理者が副委員長に就任することを提案します。

議長 ただいま、事務局から農政委員会、農地委員会、被害各対策委員会の各委員長3人を構成委員とし、会長が業務運営委員会の委員長となり、会長職務代理者が副委員長に就任するという提案がありましたが、これについて賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、事務局案のとおり、農政委員会、農地委員会、被害防止対策委員会の各委員長3人を構成委員とし、会長が業務運営委員会の委員長となり、会長職務代理者が副委員長に就任することに決定いたします。

議長

次に、農地調査委員会について、事務局より案を提示していただきたいと思いますが、この方法に賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認)

議長

全員賛成と認め、事務局から案の提示と説明を求めます。

事務局長

農地調査委員会は、担任委員会設置規則第3条第2項第4号の規定により委員は、会長・会長職務代理者を除く、2人ずつ交代で業務に当たることとなります。

事務局提案としましては、従来の方法を踏襲し、議席番号順に2か月間担当し、会長・会長職務代理者、事務局2人の計6人体制で、毎月15日を基準に現地調査の実施に当たることとなります。

担当委員は2人ですので、委員長は2人のうちどちらかを互選で選出していただきまして、2か月間委員長を担当します。そして不公平を是正するため、次回は、今回委員長にならなかった委員が次は委員長となる、という提案でございます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局から農地調査委員会について、従来どおりの流れで、との提案がありましたが、賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認)

議長

全員賛成と認め、事務局提案のとおり、委員長には2人のうちどちらかを互選で選出し2か月間委員長を担当し、次回は、今回委員長にならなかった委員が委員長となる、ということに決定いたします。

議長

次に、農業委員会だより編集委員会の委員の選出になりますが、事務局より案の提示と説明をしていただきたいと思いますが、この方法に賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認)

議長

全員賛成と認め、事務局から案の提示と説明を求めます。

事務局長

農業委員会だより編集委員会は、担任委員会設置規則第3条第2項第5号の規定により委員は、会長、会長職務代理者を除く、5人ずつ3班で編成し、発行号ごとに班が交代で当たるというものでございます。

議席1番委員から議席5番委員までの5人が第1班、そして、その次は議席6番委員から議席10番委員までの5人を第2班、議席11番委員から議席14番委員までの4人、そして、それにプラス

議席1番委員が入り5人を第3班というように、順送りに担当する方法を提案します。

委員の人数が総勢16人ですので、会長と職務代理者を除くと14人、5人ずつで割ると3班はどうしても1人足りなくなるので、そのときには議席番号1番の委員が第3班に入るといふ、これも前期と同じような方法となりますが、そのように提案したいと思います。以上でございます。

議長

ただいま、事務局から農業委員会だより編集委員会について順送りに交代する方法の提案がありましたが、これについて賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手確認)

議長

全員賛成と認め、事務局提案のとおり、会長・会長職務代理者を除き5人ずつ順送りに交代する方法で編成、ということに決定いたします。

議長

次に、農家相談所についてですが、担当委員は全委員とし、2人ずつ交代で担当、それに、会長と会長代理者が交代で当たり、計3人体制で担当することとなります。この件について事務局より案を提示していただきたいと思いますが、この方法に賛成委員の挙手をお願いします。

(各委員の挙手確認。)

議長

全員賛成と認め、事務局から案の説明を求めます。

事務局長

農家相談所は、別名農家相談日とも言います。これにつきましては、会長と会長職務代理者を除く14人の委員が、例えば議席番号1番委員と2番委員が担当の場合、それに会長か会長職務代理者のどちらかが加わり、3番委員と4番委員のときは、前回担当しなかった会長か会長職務代理者のどちらかが加わるというもので、会長と会長職務代理者は1回ごとに交代で担当する、というものでございます。

1回当たりの人数が総勢3人になるようにということでございます。早い話が従来どおりということになりますが、そのように提案したいと思います。以上でございます。

議長

ただいま、事務局から農家相談所について提案がありましたが、これについて賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手確認)

議長

全員賛成と認め事務局提案のとおり、会長と会長職務代理者を除く全委員が輪番制で2人ずつ担当し、それに会長と会長職務代理者が1回ごとに交代し、3人体制で当たるといふことに決定いたします。

議長

以上をもちまして、本日本日予定されました日程のすべてが終了いたしましたので、議長を降板し、第4回美里町農業委員会総会を閉会いたします。

議 事 録 署 名

上記、第4回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員
仮議席5番

署名委員
仮議席6番